

令和 7 年度

事務事業の点検・評価報告書

(令和 4～6 年度事務事業)

丸亀市教育委員会

目 次

1	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	点検・評価の対象と方法・・・・・・・・	1
3	点検評価の構成・・・・・・・・・・	1
4	教育委員会事業の点検評価・・・・・	3
I 心豊かな子どもが育つ		
1	子どもの教育の充実・・・・・・・・	4
2	子育て支援の充実・・・・・・・・	8
V みんなでつくる		
21	歴史的資源の保存と活用・・・・・・・・	9
23	生涯学習活動の推進・・・・・・・・	11
24	スポーツの振興・・・・・・・・	13
25	人権尊重社会の実現・・・・・・・・	15

1 制度の概要

平成 19 年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は毎年、委員会に係る事務事業の点検及び評価を行い、学識経験者の意見を付したうえで、その結果を議会に報告するとともに公表することが義務づけられました。

丸亀市教育委員会ではこれに基づき、平成 21 年度から毎年、前年度の事務事業に関する点検評価報告を行っております。本年度は、第三次丸亀市総合計画への改定年度のため、第二次丸亀市総合計画後期基本計画（令和 4 年度～令和 7 年度）の令和 6 年度末時点での状況を総括し、事務事業に関する「点検・評価報告書」を作成しました。

2 点検・評価の対象と方法

点検・評価の対象事業については、「第二次丸亀市総合計画」に重点的な施策と位置づけられている施策について、以下のとおり施策評価を行っています。

【施策評価－2 次評価】

基本施策ごとに、副市長及び総務管理部局が、1 次評価等を踏まえて、総合的かつ横断的な観点から 5 段階の評価を行いました。また、課題や必要と思われる取組等についても記載しています。

【施策評価－1 次評価】

基本施策ごとに、各施策を所管する部長が、成果指標の進捗度など施策全般を踏まえて、5 段階の自己評価を行いました。また、担当部長が考える評価の根拠及び改善策についても記載しています。

【主要施策の現状・課題】

基本施策ごとに、各施策を所管する課長が、成果指標の進捗度など施策全般を踏まえて、主要施策の現状と課題を記載しています。

3 点検評価の構成

丸亀市の総合計画に沿って、主要な施策の「目指す姿」、「成果指標の推移」により「施策評価」、「主要施策の現状・課題」として評価を行っています。

また、「成果指標の推移」にあります「目標値」は、当初からの目標値ですが、達成した場合は、更に目標値を修正して 2 段表記にしており、上段が修正後の「目標値」となります。それらを参考に「学識経験者の意見」として、教育委員会附属機関の委員等の方にご意見をいただいています。

評価の見方

【施策評価・事務事業評価】

評価	
A	計画を大きく上回る成果が出ている
B	計画をやや上回る成果が出ている
C	計画どおりの成果が出ている
D	計画をやや下回る成果となっている
E	計画を大きく下回る成果となっている

学識経験者 名簿

(敬称略)

所 属 等	氏 名
丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員長（四国学院大学教授）	野崎 晃広
元丸亀市住宅課長	逸見 篤
元丸亀市小学校長会会長	香川 隆博
丸亀市少年育成センター運営協議会委員長	木下 眞一
丸亀市学校給食センター運営委員会委員長（香川短期大学教授）	垣渕 直子
資料館学芸委員会委員長（香川大学名誉教授）	田中 健二
幼児教育アドバイザー 元幼稚園長	和泉 美樹代
丸亀市文化財保護審議会会長	國木 健司
丸亀市社会教育委員の会会長（香川大学講師）	大村 隆史
丸亀市スポーツ推進審議会会長（四国学院大学副学長）	漆原 光徳

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4 教育委員会事業の点検評価

基本方針	I	心豊かな子どもが育つ
基本施策	1	子どもの教育の充実

目指す姿

地域、家庭、学校、行政が協力し、まち全体が一体となって子どもを育てる環境を充実させながら、主体性と公共性を備えた豊かな人格の子どもの育成を図ります。

成果指標の推移

指 標 内 容	基準値	進 捗 状 況					目標値
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2025
No. 1 コミュニティ・スクールの推進、No.58 地域学校協働活動の推進							
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合 (①小学生、②中学生)	①91.5% ②89.4%	①91.7% ②89.7%	①91.6% ②88.1%	①92.3% ②90.0%	①93.1% ②87.0%		①93% ②91%
地域との関わりがあると感じる児童生徒の割合(①小学生②中学生)	①66.9% ②43.4%	①67.5% ②45.0%	①73.7% ②46.8%	①75.2% ②47.1%	①60.6% ②38.2%		①70% ②50%
No. 2 G I G Aスクール構想の推進							
授業が分かると感じる児童生徒の割合 (①小学生②中学生)	①90.5% ②84.4%	①91.9% ②82.6%	①91.3% ②80.9%	①90.7% ②83.3%	①89.5% ②79.0%		①92% ②86%
No. 3 教職員の働き方改革の推進							
教職員の時間外勤務時間の削減率	—	10%	13%	20%	23%		25%
No. 4 学校施設の環境整備							
長寿命化改修等の整備件数（計画期間中の累計）	—	0件	1件	0件	0件		7件
No. 5 学校給食による食育の充実							
地産交流会の実施回数	11回 (2019)	14回	13回	12回	12回		12回
No.42 小児生活習慣病予防対策の推進（再掲）							
小児生活習慣病予防健診の二次健診受診率（①小学生②中学生）	①59.1% ②48.7%	①66.3% ②51.6%	①61.5% ②44.4%	①67.1% ②50.4%	①56.6% ②35.7%		①65% ②55%
No.63 インターネットによる人権侵害対策（再掲）							
校長会等を通じた周知啓発回数	1回	2回	3回	3回	6回		3回

【施策評価－2次評価】

評価	課題、必要と思われる取組等
C	令和6年度からスタートした「人づくり石垣プロジェクト」により、学校教育環境は充実を見せている。しかしながら、不登校の問題や「授業が分かると感じる児童生徒の割合」が減少傾向にある点を踏まえると、取組の検証やこども目線に立ったさらなる対策が求められる。特に、不登校からの復帰支援に向けては、学校給食センターの活用や文化財・文化芸術活動などへの参加など多角的な支援が必要である。 また、少子化の進行に伴い、児童生徒への効果的かつ効率的な教育の実現には、学校施設の適正配置の議論と、それに基づく将来を見据えた施設整備や事業の見直しが不可欠であり、将来的な財政負担を考慮しながら進めるべきである。

【施策評価－１次評価】

担当部局	評価	担当部長が考える評価の根拠及び改善策
協働推進部	C	生涯学習における少年教育については、学校外での体験活動を通して、日常とは違う人たちとの関りや地域社会からの期待といった社会に触れる貴重な機会となっている。そのことが、ひいては社会性や自己肯定感を養うことに一定つながっている。 長らくその中心は子ども会が担っていたが、社会環境の変化や個々の価値観もあり、その参加意欲が低下している。広く新たな参加者や方法を検討する上では、体験の幅、視野を広げつつ、その意図を明確にするとともに、主体的な関わりを期待できる運営主体の掘り起こしと、当該主体と協働した取組を目指したい。
教育部	C	学校施設は、健全度調査による計画変更のほか、物価高騰や建設現場での週休二日制の導入などの状況変化に対応しながら整備の進捗に努めている。 地域との連携に努めながらも、地域との関わりがあると感じる児童生徒の割合の低下には注視が必要である。１人１台端末の授業効果をさらに高めるため、学習支援アプリをすべての小中学校で導入し、指導方法の研究などを進めている。すべての小学校に教員業務支援員の配置や、年間の授業時数の見直しなどにより、時間外勤務時間は減少してきた。 学校給食では、地産交流会のほか、有機食材の活用機会も増やし、食育の充実に努めている。

学識経験者の意見

（教育・総務課）

学校施設及び幼稚園施設については、子どもたちの安全安心な学校生活に支障が生ずることのないよう、教育環境の維持・向上に引き続き努めていただきたい。また、学校施設の長寿命化については、物価高騰や働き方改革など様々な要因により計画に遅延が生じているようであるが、計画の見直しを行い、施設の延命化とコスト削減を図るとともに、平準化による計画的な実施を図られたい。

（学校教育課）

『人づくり石垣プロジェクト』により、学習指導の人的環境が整備され成果を上げている。一方で、「授業が分かると感じる児童生徒の割合」が低下しており、児童生徒一人一人の学習環境を検討する等の原因分析が必要である。

不登校対策も、中学校においてスクールソーシャルワーカーの増員や校内サポートルームへの学習支援員の配置等、学びを保証する体制が整ってきている。今後は、不登校予測などにより新たな不登校を生じさせない取り組み等も行っていただきたい。

「地域との関わりがあると感じる児童生徒の割合」が低下していることは、児童生徒の社会参加意欲の低下等につながり、結果として「自立と共生」の育成に影響されることが予測される。学校が地域推進委員を活用し、意図的、計画的に児童生徒が地域と関わる機会を増やす等の取組が必要である。

（学校教育課少年育成センター）

積極的な声かけ等により、補導活動が充実し、少年の犯罪予防・非行防止に努めている。さらには、広報誌による啓発活動をはじめ関係機関等と情報共有を図ることにより、効果的な相談活動、いじめの防止、子育ての参考としている。

（幼保運営課）

質の高い教育・保育を目指し「社会に開かれた教育課程」を実現しようと取り組み、どの施設もそのための研修時間を確保し研鑽に努めている。子どもの主体性を大切にした保育がどの施設でも展開されているのはその成果だ。今後は社会と「教育・保育の目標の共有化」を図り連携を深めながら、研修の内容もさらに充実させ、効率よく進めていくことが求められる。そのためには乳幼児教育をサポートする体制を整え、就学前施設における教育・保育の質を高めていただきたい。

（まなび文化課）

少子化のなかで、いかに少年教育を充実させられるかは、行政や教育機関、住民組織など周囲の関係者による理解と関心の程度に大きく左右される。将来世代への教育投資の観点からだけでなく、現代を生きる少年の心身の育成のための教育環境を提供する予算執行のあり方が問われている。R4年以降、少年教育事業の中軸となっている少年団体加入者数の減少傾向は深刻なものがあるが、事業費の確保は団体の継続の鍵でもあるため、引き続き支援は必須である。また、少年団体に加入しない少年とその家族へのアプローチを充実させることで、少年教育事業の新たな展開が期待できる。

（学校給食センター）

安全安心な学校給食を提供するため、給食センター4施設を維持管理し、子どもたちに安全安心でおいしい学校給食を円滑に提供するとともに、異物混入などが起きないように衛生・安全管理を徹底していることが丸亀市学校給食センター運営委員会で報告されている。また、学校給食費は、令和4年12月から継続して無償化を実施していること、令和5年度から給食費等支援補助金制度を設け、特別支援学校に通う児童生徒及びアレルギー等により弁当を持参している児童生徒に補助金を交付していることは評価に値する。

洗米機やコンビオーブンの購入により、衛生・安全管理の向上と、安心で安定した給食の提供につながっている。とのことであるが、施設や設備については、引き続き定期的に点検を実施し、計画的な改修や更新を進めていって欲しい。

【主要施策の現状・課題】

担当課	担当課長が考える現状及び課題
教育・総務課	学校施設は長寿命化計画に基づき教育環境整備に取り組んでいるが、健全度調査による計画変更が生じたり、物価高騰や現場の週休二日制導入により、計画のスケジュール通りに執行できない状態にあるため、見直しの必要がある。
学校教育課	教職員の働き方改革は、継続して推進する。授業が分かると答える児童生徒を増加させるため、効果的なICT機器の使い方や授業の進め方など、指導方法の研究をさらに進める。
幼保運営課	幼稚園・保育所・こども園の職員の交流及び職員の資質向上の推進に向け、幼児教育ブロック会の研修や施設訪問の機会を活用した公開保育、教育研究所や教頭等会でのスキルアップ研修など、それぞれのテーマや課題に応じた研修の機会を確保し、研鑽に努めることができている。また、幼稚園・保育所・こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、引き続き連続性に配慮した教育・保育を行う必要がある。
まなび文化課	令和6年度の機構改革により、従来からの少年教育事業に加え、文化芸術基本計画に定める「子どもたちの文化芸術活動の充実」を施策の範囲として捉えており、少年教育機会の拡充が図られている。少年教育事業は関係団体からの協力により進めているが、参加の対象者や手法が固定化しており、更に広い対象者や現在求められるニーズに届くような事業スキームに進化する必要がある。

学校給食センター	地元生産者と児童等との対面による地産交流会や有機給食などを実施し、食への感謝の気持ちを育み、食への理解の促進に努めるとともに、有機農産物を含む地場産物を使用した食育の積極的な推進を図りながら、異物混入事故の徹底防止に努めることにより、安心安全なおいしい給食の提供に引き続き努める。また、第二学校給食センターの整備運営については、実施方針や要求水準書（案）を令和7年1月に公表し、事業者選定に着手した。令和7年度は、募集要項等を作成し、令和7年5月に公表している。令和7年12月の契約締結に向けた取組を着実に進めていく。
-----------------	--

基本方針	1	心豊かな子どもが育つ
基本施策	2	子育て支援の充実

目指す姿	行政、事業者など地域社会と家庭が力を合わせて、全ての子どもの明るく健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てられるまちの実現を目指します。						
成果指標の推移	指 標 内 容	基準値 2020	進 捗 状 況				目標値 2025
	No. 8 放課後児童対策の充実		2021	2022	2023	2024	2025
	青い鳥教室の待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人を維持

【施策評価－2次評価】

評価	課題、必要と思われる取組等
C	地域全体で子育てを支援する仕組みの充実を図るとともに、こども家庭センターや重層的支援が効果的に機能するよう、庁内外の積極的な連携体制の強化が求められる。 また、待機児童の解消に向けては、これまでの地道な取組を継続しつつ、若年保育士がやりがいと自信を持って保育に従事できるよう、フォロー体制構築や離職防止対策の強化に努めなければならない。 一方で、少子化の進行を踏まえ、将来的な保育サービスの需給バランスを見据えた就学前教育・保育施設の適正配置についても計画的な検討を進めるべきである。

【施策評価－1次評価】

担当部局	評価	担当部長が考える評価の根拠及び改善策
教育部	C	放課後留守家庭児童会（青い鳥教室）は、処遇改善による支援員の確保を図るとともに、引き続き施設改修により受入環境の改善・充実に取り組む。

学識経験者の意見

（教育・総務課）

放課後留守家庭児童会（青い鳥教室）については、利用児童数増加に伴い、今後も継続して全学年受入れができるよう施設整備を進めていただきたい。また、支援員の賃金や負担軽減など処遇改善等によりスタッフの確保に努めるとともに、研修等によるスタッフの資質向上を図っていただきたい。

放課後子供教室については、実施日数の増加等により活動の拡充が図れているが、スタッフの高齢化や未開室校区の解消に向け、引き続き担い手の確保に努めていただきたい。また、一部で実施している放課後子供教室と青い鳥教室の連携を推進していただきたい。

なお、今後は活動状況を広く発信することで、新たな人材の発掘に努めるとともに、市民団体との交流や情報連携の強化を図るなど、持続可能な仕掛けづくりが求められる。

【主要施策の現状・課題】

担当課	担当課長が考える現状及び課題
教育・総務課	放課後留守家庭児童会（青い鳥教室）は、待機児童0人を継続できているが、利用児童数は増加傾向にあるため、処遇改善による支援員の確保や受入環境の改善・充実にさらに取り組んでいく必要がある。

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	21	歴史的資源の保存と活用

目指す姿	丸亀城をはじめとする文化財を適切に保存し、次世代への継承を図りながら、有効に活用する取組を推進します。							
成果指標の推移	指 標 内 容	基準値 2020	進 捗 状 況					目標値 2025
	No.52 丸亀城の石垣整備							
	丸亀城の石垣整備	—	33%	36%	43%	59%		70%
	No.53 文化財の保存・活用							
	市指定文化財の修理件数（計画期間内の累計）	5件 (H29～R2)	2件	2件	3件	3件		6件 (R4～R7)
	丸亀城天守入場者数	124,287人 (R1)	61,890人	116,889人	124,978人	120,244人		170,000人
	資料館の入館者数	28,419人 (R1)	26,399人	27,047人	22,703人	44,148人		30,000人
	笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数	5,809人 (H29～R1)	1,471人	6,388人	4,302人	5,794人		7,000人 (R5～R7)

【施策評価－２次評価】

評価	課題、必要と思われる取組等
C	本市の文化財は市民の貴重な財産であり、その保存と活用にあたっては、市民とともに取り組む姿勢が重要です。文化財の活用にあたっては、観光や地域づくりなど他分野との連携を強化し、市域全体の歴史的資源を建造物などのハード面だけでなく、人・物・文化といったソフト面も含めて保護・活用していく必要があります。 丸亀城の石垣については、地中部分からの石垣出現により改修の難易度が高まっているものの、市の歴史的シンボルとして着実な修復を進めるべきです。現存木造天守としての歴史的価値を活かし、後世に確実に引き継ぐことが求められます。資料館においては、所有する有形財産を活用しながら計画的な整備と連携を図り、興味深い企画展を通じて郷土の歴史を広く発信していくことが重要です。 あわせて、発掘調査に伴う出土品や民具などの保管・管理のあり方についても、今後の検討課題として取り組む必要があります。

【施策評価－１次評価】

担当部局	評価	担当部長が考える評価の根拠及び改善策
教育部	C	石垣復旧事業においては、積上げに係る全体設計を完了し、工事の全体像を明らかにしたうえで、引き続き工事の着実な推進に努める。 丸亀城内では、新たに指定管理者制度を導入し、城泊事業を開始した。今後も継続して、指定管理者や観光部局と連携し、インバウンドを含めた天守入場者数の増を目指す。 快天山古墳では、３棺同時埋葬が確認されるとともに、３号石棺の蓋石に新たなひび割れが見つかった。今後は、３号石棺蓋のひび割れへの対応を進めるとともに、整備に向けた調査を継続して実施していく。 笠島伝建地区では、地元ＮＰＯ団体と連携しながら、引き続き修理修景事業に取り組んだ。

学識経験者の意見

（文化財保存活用課）

文化財保護事業では、埋蔵文化財調査事業、城泊事業準備事業、丸亀城の石垣復旧事業、石垣保全事業、快天山古墳の調査、本島町笠島伝統的建造物群保存地区の建造物修理、指定文化財の整備など、様々な事業を実施し、文化財の保存、活用に努めている。

丸亀城石垣復旧工事では、崩落石などの回収が完了し令和6年度の積上げに向けて復旧方針が策定され、現在石垣の復旧工事が行われ、石垣の積直しが行われている。これまでにない30mの修復や不明な地中部分の復旧などで3年間工期が延伸となったが、丸亀市を代表する文化財であり、高石垣は丸亀城の特徴でもあるので着実に復旧していただきたい。

城泊事業では、延寿閣別館の改修や天守、大手一の門をはじめとする城内の環境整備を行い、インバウンドも含めた丸亀城の魅力発信に努めていただきたい。

快天山古墳の調査では、3石棺の同時埋葬が確認された成果は大きく、調査成果を現地見学会や市民報告会を実施し広く周知ができた。来年度以降の調査についても期待がもたれる。石材の割れには対応をお願いしたい。

笠島伝統的建造物群保存地区では、防災施設の整備や伝建建物の修理を行い地区の保存に努められた。

今後も、丸亀城石垣復旧工事の現地説明会など、PR活動を継続して行い、文化財保護に対する意識啓発に努めるとともに、学校教育現場とも連携し、個々の文化財の魅力発信したり、市内及び県内の文化財相互の連携や一体的活用を図るなど、文化財価値の相乗効果を高めることで、観光資源としてのより一層の活用を図り、地域活性化につなげていただきたい。

資料館では、館所蔵の資料を軸として郷土の歴史文化を発信する企画展や、全国から来館者が訪れ観光振興にもつながる「ニッカリ青江公開展」などを開催し、地域の歴史文化の拠点づくりに努めている。令和4年には開館50年の節目を迎え、施設整備も含め、今後の館のあり方を模索する転換期となった。引き続き地域資料の収集・保存・研究・活用に取り組むとともに、時代のニーズを反映した展示の実施や新たな来館者層の開拓、収蔵資料のデジタル化の推進など、将来を見据えた展開を視野に入れて、今後の展示企画ならびに運営をお願いしたい。

【主要施策の現状・課題】

担当課	担当課長が考える現状及び課題
文化財保存活用課	石垣復旧工事については、令和6年8月から積上げ工事に着手し、現在、帯曲輪石垣の地中部の施工を行っている。また、積上げに関する全体設計が完了し、新たな課題も見えてきており、一つ一つ対応していく必要がある。 丸亀城では、令和6年度より指定管理者制度を導入し、城泊事業をはじめとした城内3施設の管理、運営を行っている。引き続き指定管理者や観光部局と連携し、丸亀城の更なる魅力向上やPR活動などに努め、天守入場者数などの増加に繋げていく必要がある。 快天山古墳では、発掘調査により3棺同時埋葬という古墳研究上重要な発見があり、現地見学会を開催して広く周知することができた。また、3号石棺のひび割れへの対応を進めるとともに、引き続き整備に向けた調査を実施していく。 笠島伝建地区では、地元NPO団体と連携してまち並みの景観維持に取り組み、国および市の修理修景補助事業による整備を行った。

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	23	生涯学習活動の推進

目指す姿	市民一人ひとりが生涯を通じて学び、活躍できる機会を充実させ、学んだ知識や能力を地域で活かすことができるよう、生涯学習の基盤づくりを推進します。							
成果指標の推移	指 標 内 容	基準値 2020	進 捗 状 況					目標値 2025
			2021	2022	2023	2024	2025	
	No.58 地域学校協働活動の推進、No.1 コミュニティ・スクールの推進（再掲）							
	地域コーディネーター養成者数	12人	10人	9人	3人	10人		12人
	家庭教育事業参加者数	3,125人	1,146人	1,794人	1,999人	2,218人		3,500人
	No.59 生涯学習機会の充実							
	市民学級の参加者数	461人	556人	618人	750人	792人		600人
	生涯学習人材バンク登録者数（累計）	—	—	55人	51人	45人		100人
	児童図書の貸出冊数	312,865冊	338,039冊	316,479冊	292,625冊			360,000冊
	図書館の1日平均利用者 （①中央②綾歌③飯山）	①399人 ②58人 ③494人	①366人 ②58人 ③481人	①396人 ②56人 ③471人	①425人 ②57人 ③477人			①580人 ②100人 ③740人
図書の総貸出数	678,829冊	717,847冊	678,267冊	649,123冊			780,000冊	

【施策評価－2次評価】

評価	課題、必要と思われる取組等
C	人生100年時代を見据え、行政としての生涯学習支援のあり方を時代に即した形で再検討することが求められます。学びによって得られた知識や技能を、地域課題の解決につなげる仕組みづくりを進めるとともに、個人の趣味や自己啓発を支える情報や機会の充実も重要です。

【施策評価－1次評価】

担当部局	評価	担当部長が考える評価の根拠及び改善策
協働推進部	C	生涯学習（社会教育）活動の推進においては、既存施設での各種講座の実施や自主クラブ活動の活動場所を提供するという形で支援を継続してきた。また、地域と学校が互いに、地域の子どもたちの育ちに必要な取組を考え、その共有した取組を双方向で実施する「地域学校協働活動」について、行政においては当該活動の啓発や財政的な支援に努めつつ、地域と学校をつなぐ役割を担う「地域コーディネーター」の養成に継続して取り組んでいる。 一方、生涯学習活動の今後の展開を考えた場合、行政による活動支援のあり方や講座の持ち方などについて、今後課題に照らして再構築を図りたい。

学識経験者の意見

(まなび文化課)

生涯学習人材バンク登録者数と図書の貸出数以外の数値は、目標値に向けて概ね増加傾向にある。なかでも市民学級の参加者数は目標値を超えた値となっており、生涯学習機会の推進が一定果たされていると評価できる。生涯学習人材バンク登録者数は、人材の活用と併せて展開することが重要となるため、数値の増加だけでなく、実質的な運用につながる取り組みが求められる。この点は、地域コーディネーター養成者数についても同様である。図書関連の指標の値は、施設単位での工夫が求められるところもあり、担当部局による介入の度合いは限られるが、図書と関連する各種の生涯学習機会と連動させた取り組みを今後展開する際には、担当部局による積極的な連携協力が期待される。

【主要施策の現状・課題】

担当課	担当課長が考える現状及び課題
まなび文化課	地域学校協働活動について、各地区の実情や特徴に合わせた取組が展開されているが、地域の担い手の高齢化や固定化、活動内容の活性化が課題となっている。 教育支援と地域づくりの二つの要素を理解し、学校（児童生徒）と地域のつながりを創る役割を担う「地域コーディネーター」の養成を更に充実する必要がある。 生涯学習機会の充実について、生涯学習センターや各地域のコミュニティセンターで約300団体が生涯学習団体として活動している。本市や各施設の指定管理者が提供する市民学級を始めとする各種講座も開催しているが、参加者の高齢化固定化が著しく、若年層から子育て世代などいわゆる「現役世代」の参加が極めて少ない状況である。 生涯学習センターの閉館、解体撤去により、更に学習機会が減少するタイミングではあるが、代替施設の整備に取り組むとともに、新市民会館の開館を見据え、生涯学習団体のあり方や講座内容の検討が必要である。

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	24	スポーツの振興

目指す姿	多様なスポーツ活動を支える環境を充実させながら、スポーツを通じた市民の健康づくり、にぎわいづくり、共生社会の形成など、スポーツの持つ力を生かしたまちづくりを目指します。							
成果指標の推移	指 標 内 容	基準値 2020	進 捗 状 況					目標値 2025
		2021	2022	2023	2024	2025		
	No.60 スポーツを通じた健康づくりの推進							
	体育施設の利用者数	465,297 人	541,822 人	608,504 人	649,261 人	689,355 人		630,000 人
生涯スポーツ参加者数	192,902 人	189,385 人	269,743 人	273,818 人	207,353 人		340,000 人	

【施策評価－２次評価】

評価	課題、必要と思われる取組等
B	スポーツを通じた地域共生社会の実現に向けては、充実した施設を活用し、官民連携による取組を効果的に推進していくことが重要です。日常的なスポーツ活動の促進に加え、施設利用における熱中症対策や利用判断の基準についても、考え方の整理が求められます。 新たなスポーツ施設の整備により利用環境は向上し、日常的な利用者は増加していますが、市民体育祭の参加者は減少傾向にあり、スポーツが得意な人のみが参加する地域対抗型大会の在り方については見直しが必要です。温暖化の影響で屋外活動に危険が伴う状況もある中、スポーツが苦手な人や関心の低い人にも体力向上に寄与するよう、少しずつでも体を動かすことに取り組めるような、幅広い視野での施策展開が求められます。

【施策評価－１次評価】

担当部局	評価	担当部長が考える評価の根拠及び改善策
協働推進部	C	スポーツ施設の利用者数は、コロナ禍から順調に回復し、目標値を達成した。また、生涯スポーツへの関心、きっかけづくりの取組の一つであった住民総参加型イベント「チャレンジデー」については、後継イベントである「チャレンジウィーク」へと衣替えし、引き続き地域コミュニティの協力を得つつ、新たに民間団体と協働した取組展開へと発展させることができた。 スポーツを通じたにぎわいづくりにおいては、「香川丸亀国際ハーフマラソン大会」の申込者は回復基調を示しており、また特に「プロ野球ウエスタン・リーグ公式戦」は来場者記録を更新するなど県内外からの交流人口の拡大についても効果を得ることができた。 体育施設等の整備としては、「東洋炭素アーバンスポーツパーク丸亀」は、オープンから１年が経過する中で、若い年代を中心に利用が堅調であり、関係団体と協力して大会や教室の開催など本施設のPRに取り組んでいる。また、丸亀市総合運動公園第2多目的広場や市道昭和町田村線からのアクセス道路の完成により、公園機能と利便性の向上を図れた。 今後とも財政状況を勘案しつつ、既存計画である「体育施設長寿命化計画」と「丸亀市総合運動公園施設再配置計画」の計画的な進捗により、スポーツ施設環境の維持向上に努める。

学識経験者の意見

(スポーツ推進課)

「学校施設長寿命化計画」に伴う改修工事等により、R5年度から一部の学校体育施設が使用不可となっているが、使用不可施設を利用していた各団体を別の学校体育施設に案内したり、異なる団体での共同利用を促したりしたことで、利用者数に大きな変動はなく本事業への影響を抑えることができています。

今後も本工事により一部の体育施設の利用が制限される見込みであるため、市民のスポーツ活動の場を可能な限り確保できるよう、引き続き努めていただきたい。

【主要施策の現状・課題】

担当課	担当課長が考える現状及び課題
スポーツ推進課	「第77回香川丸亀国際ハーフマラソン大会」においては、定員1万人の参加申込があり、さらに男子日本新記録が出たPR効果もあった。2026年3月には、日本陸連公認(予定)の新たなフルマラソン「かがわマラソン」が高松市～綾川町で開催されることから、両大会が連携することで、更なるにぎわいを生み出せるよう、かがわマラソン実行委員会と協議を行っている。 また、丸亀市総合運動公園内に新たにオープンした「東洋炭素アーバンスポーツパーク丸亀」は、若年層を中心に想定以上の利用がある。今後は、愛好者団体や利用者と協力して、主に初心者を対象としたアーバンスポーツ教室を開催したり、施設の清掃活動を実施することで、新たなスポーツ人口の発掘や、誰もがアーバンスポーツに親しめる環境づくりを図りたい。

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	25	人権尊重社会の実現

目指す姿	人権尊重社会の実現に向けた教育・啓発に努め、新たな人権課題にも対応しながら、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。						
成果指標の推移	指 標 内 容	基準値 2020	進 捗 状 況				目標値 2025
	No.63 インターネットによる人権侵害対策		2021	2022	2023	2024	2025
	No.64 障がいや理由とする偏見や差別への対策						
	No.65 性的少数者の人権対策						
	No.66 部落差別解消の推進						

【施策評価－２次評価】

評価	課題、必要と思われる取組等
C	多様化・複雑化する人権課題への対応にあたっては、効果的な教育・啓発手法の研究を進めるとともに、学校との連携による児童・生徒への人権教育のさらなる充実が求められます。また、職員人権研修についても、形式的な実施にとどまらず、実効性のある内容へと再考する必要があります。 人権尊重の重要性は多くの人が理解しているものの、関係が薄いと感じる課題には傍観的になりがちであり、長年の慣習や思い込みが改善されないまま残っていることが、地域やコミュニティの弱体化につながっています。こうした状況を打破するためには、誰もが人権を自分事として捉え、弱い立場の人を支える思いやりの心を、幼少期から育んでいくことが重要です。多様な主体との連携を強化しながら、地域全体で人権意識の向上に取り組んでいく必要があります。

【施策評価－１次評価】

担当部局	評価	担当部長が考える評価の根拠及び改善策
教育部	C	学校群ごとの「小中学校人権・同和教育研修会」などの機会を活用し、性的少数者への理解など、現代的な人権問題にも取り組み、教職員の人権感覚や人権意識の向上に努めた。また、インターネットによる人権侵害についても、警察や通信会社等とも連携しながら、児童生徒の情報モラルの向上に取り組んでいる。

学識経験者の意見

(学校教育課)

中学校群ごとに行われる「小中学校人権・同和教育研究会」は、教職員が人権尊重の重要性を再認識するとともに、各学校群の地域性や生徒構成に応じた人権教育の在り方を考える機会として、成果を上げている。一方、人権課題は多様化しており、各学校においては学校群及び学校の実情とともに、児童生徒が主体的に学習できるような身近で心に響く人権課題を校内で協議・選択して、学習を進めていただきたい。なお、「いじめ」は、どの児童生徒にも起こり得るとともに、不登校や自殺につながる深刻な問題であることから、すべての学校で人権問題として学習させていただきたい。

【主要施策の現状・課題】

担当課	担当課長が考える現状及び課題
学校教育課	どの学校も、これまで効果的な指導方法を研究してきた同和問題などに加え、性的少数者への理解など、現代的な人権問題にも取り組んでいる。学んだことが行動に結びつくように、人権教育の充実に努めていく。